

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

熊取原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 渡辺眞樹男

平成30年度保安検査実施方針について

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおり定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 不適合管理の実施状況に係る検査（改善活動の取組状況）

不適合管理においては、人的要因を抽出する仕組みや有効な是正処置を検討、評価する仕組みの構築、トラブル対応においては、不適合処置と連携した対応作業の実施について継続して確認する。

(2) 保守管理等の実施状況に係る検査

施設の劣化に伴う異常事象が発生していることから、安全上重要な施設等の保全の計画並びにその実施状況を確認する。

(3) 品質管理の実施状況

マネジメントレビューにおいて、インプットデータから改善すべき事項を旨く抽出し改善する仕組みや、不適合管理、調達管理等において品質管理体制が十分機能していることを確認する。

(4) 異常事象発生時の措置並びに非常時の体制の整備の実施状況

計画外事象（外部事象、警報発報、汚染、漏洩等のトラブル）が発生した際の初動対応とその後の応急措置について、引き続き訓練から課題を抽出し、手順書の改訂整備、教育訓練、防災資機材の充実及び訓練状況について確認する。また、非常時の関連機器の管理や非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類の整備等も確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

なし

3. 保安検査実施時期

(1) 第1四半期： 6月上旬頃

- (2) 第 2 四半期： 9 月上旬頃
- (3) 第 3 四半期： 1 2 月上旬頃
- (4) 第 4 四半期： 3 月上旬頃